

完全年金生活者の確定申告について

令和4年2月 足立秀一記

先日令和3年度の確定申告書を作成しました。

その作成を通じて気づいたことを紹介させていただきます。

既にご存知で確定申告をされている方は良いのですが、ご存じなく確定申告をされていない方の参考になれば幸いと本稿をまとめてみました。

『結論から述べると年金所得だけでも企業年金等で「源泉徴収」がなされていれば作成してみると還付金を受け取れるかも！？』

私は、今回令和3年度の確定申告作成に当たり

- ① 給与所得が無くなり、完全な年金生活者になった。
- ② 後期高齢者で医療費負担も軽減され、控除対象の10万円を超えない。

と云う変化があり、今回は還付金を受け取れないかもしれないとなんとなく思いながら、作成を始めましたが、各種保険控除・寄付控除などを申告すると今回も還付金を受け取れる結果となりました。

今更ながら初めて気づいたのですが、受給している「企業年金」が、結構な額の源泉徴収がなされていることに気づき、例えば保険などの各種控除が減ったり無くなったりしても私の場合、還付金を受け取れることになることが分かりました。

皆様も完全な年金（公的・企業）生活者であっても源泉徴収がなされているなら一度申告書を作成してみることをお勧めします。

申告書の作成は、パソコンで国税局の申告書サイト（[【確定申告書等作成コーナー】-TOP-画面](#)）を開くと簡単に作成出来ます。

当然のことですが、源泉徴収されていない方は作成しても無駄です。

源泉徴収が無ければ、いくら控除が多くなっても還付金は、受け取れません。

最大での還付額は、源泉徴収額です。

《申告書作成には、一般的に下記の証明書などを準備下さい》

- ① 公的年金・企業年金の源泉徴収票（12月から1月に送られて来る）
（配偶者が年金を受け取られている場合は、その証明書も必要です）
- ② 各控除証明書
* 生命・医療・地震保険等の保険金払い込み証明書

* 寄付証明書（ふるさと納税・ユニセフ等）

* 医療費の領収書（医療費は、通院のための交通費も含められます）

（控除の目安は、交通費を含めて10万円を超える場合です。保険での受給があれば相殺されます）

（入院の場合は、領収額が全て対象にはなりません。食事代や入院着などは除かれます）。

余談ですが、上記の証明書などは、その気で受け取った時点で保存して置かないといざという時に間に合いません。

私も今回、ふるさと納税・ユニセフの寄付証明書が、自分の記憶より足りず、申告書作成時、探しましたが見当たらずその分申告出来ない事になり、還付額が少しですが減りました。

以 上